

群馬県認定農業者等利子軽減事務取扱要領

(最終改正 令和6年9月10日)

この要領は、認定農業者等利子軽減（農業近代化資金を利用する場合を除く。）の事務取扱について定めるものとする。

1 定義

- (1) この要領において「金融機関」とは、株式会社日本政策金融公庫が貸付業務を委託している金融機関をいう。
- (2) この要領において「公庫資金」とは、株式会社日本政策金融公庫が貸し付ける農業経営基盤強化資金又は経営体育成強化資金をいう。
- (3) この要領において「承認申請書」とは、認定農業者等利子軽減利子助成承認申請書（別記様式第1号）をいう。

2 利子助成条件

- (1) 利子助成の対象期間は、貸付実行日から5年以内の最終償還日までとする。
- (2) 本制度による利子助成は、すべて新規に借り入れるものを対象とする。

3 利子助成申請

- (1) 株式会社日本政策金融公庫及び金融機関は、認定農業者等利子軽減に係る資金の貸し付けを決定したときは、農業構造政策課に通知するものとする。
- (2) 認定農業者等利子軽減の利子助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、公庫資金の貸付実行後（金銭消費貸借契約締結後）、速やかに「承認申請書」に次の書類を添えて、貸付けを受けた株式会社日本政策金融公庫又は金融機関を経由して、農業事務所へ提出する。
 - ・ 公庫資金借入申込書の写し
 - ・ 経営改善資金計画書の写し
 - ・ 経営改善資金計画の認定を証する書類の写し
 - ・ 利子助成金の請求等に関する委任状（金融機関に利子助成金の請求等に関する権限を委任する場合）（別記様式第2-1号又は第2-2号） 2部
 - ・ 見積書の写し（額の積算根拠となる書類でも可）
 - ・ 公庫資金貸付決定通知の写し
 - ・ 金銭消費貸借契約書の写し
- (3) 農業経営基盤強化資金を利用する場合は、上記(1)書類に合わせて次の書類を提出するものとする。
 - ・ 農業経営基盤強化促進法による農業経営改善計画認定申請書の写し
 - ・ 農業経営基盤強化促進法による農業経営改善計画認定書の写し
- (4) エコファーマーが経営体育成強化資金を利用する場合は、上記(1)の書類に合わせて次の書類を提出するものとする。
 - ・ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律による持続性の高い農業生産方式導入計画認定申請書の写し
 - ・ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律による持続性の高い農業生産方式導入計画認定書の写し※借入申込希望時に提出されている書類については省略可能。
- (5) ぐんまエコファーマーが経営体育成強化資金を利用する場合は、上記(1)の書類に合わせて次の書類を提出するものとする。

- ・環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律による環境負荷低減事業活動実施計画認定申請書の写し
 - ・環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律による環境負荷低減事業活動実施計画認定書の写し
- ※借入申込希望時に提出されている書類については省略可能。

4 利子助成変更申請

申請者は、承認申請書の内容に変更が生じたときは、認定農業者等利子軽減利子助成変更承認申請書（別記様式第3号）（以下「変更申請書」という。）を、貸付けを受けた株式会社日本政策金融公庫又は金融機関を経由して、農業事務所へ提出する。

上記以外の変更（氏名・住所・償還方法等）や繰上償還等が発生した場合は、償還表の写し等の変更内容が確認できる書類を農業構造政策課へ提出する。

5 利子助成申請及び利子助成変更申請の承認

(1) 農業事務所は、承認申請書及び変更申請書を受理したときは、申請内容を審査のうえ、承認又は不承認を決定し、その旨を申請者及び経由した株式会社日本政策金融公庫又は金融機関へ通知する。

なお、利子助成率については、公庫資金の貸付決定時と貸付実行時（金銭消費貸借契約締結時）の利子助成前の貸付金利を比較して低い方の率を適用する。

(2) 農業事務所は、(1)に掲げる承認をした場合には、農業構造政策課に報告するものとする。

6 利子助成

(1) 利子助成の割合

知事は、要綱に掲げる割合により、認定農業者等利子軽減の借入者に対して利子助成を行うものとする。

利子助成金の計算方法は、毎年、その年の1月1日から12月31日までの期間内における融資平均残高（計算期間中の毎日の最高残高（延滞金を除く。）の総和を365で除して得た金額とする。）に対し、当該利子助成の割合を乗ずるものとする。

なお、国の金利負担軽減措置が適用されるものについては、国による利子助成金の交付が行われている間は、知事は利子助成金の交付を行わないものとする。

また、借入金額と利子助成対象額が異なる場合など特別な取り扱いが必要なものについての計算方法は、別に定めるところによるものとする。

(2) 利子助成金の請求及び交付

ア 申請者又は申請者から委任を受けた金融機関は、知事に対し利子助成金を請求するときは、認定農業者等利子軽減利子助成金請求書（別記様式第4号。以下「請求書」という。）1部に認定農業者等利子軽減利子助成金計算書（別記様式5号）1部を添えて、1月中に農業構造政策課へ提出するものとする。

イ 農業構造政策課は、請求書を受理したときはこれを審査し、適当と認めるときは、当該請求書を受理した日の属する月の翌月までに利子助成金を交付する。

ただし、調査等のため特に日時を要するときはこの限りでない。

7 その他

事業計画変更及び事業完了報告等の手続きは、株式会社日本政策金融公庫の融資業務規程に基づく所定の手続きをもってこれに替えるものとする。

附 則

この要領は、令和5年6月21日以降利子補給等承認に係る貸付金から適用し、令和5年6月20日以前利子補給等承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和6年9月10日以降利子補給等承認に係る貸付金から適用し、令和6年9月9日以前利子補給等承認に係る貸付金については、なお従前の例による。